

# 避難所の仕組みと 適切な運営について

千葉県 防災危機管理部  
危機管理政策課 地域防災支援室

# 本日本話すること

- 1 避難所の整備・運営について
- 2 福祉避難所について

# 避難所の整備・運営について（1）

- ▶ 地域特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、被災者等が一定期間生活する場所としての避難所を市町村が指定する。（県内約2,000箇所の指定一般避難所）

## 一般の指定避難所の基準

- (1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものである
- (2) 速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を配布することが可能なものである
- (3) 想定される災害の影響が比較的少ない場所にある
- (4) 車両などによる輸送が比較的容易な場所にある

【災害対策基本法施行令第20条の6】

## 望ましいとされる条件

- ✓ 耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策
- ✓ バリアフリー化された公共施設等の指定
- ✓ 浸水想定区域、土砂災害計画区域等に立地する場合の対策

【内閣府「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（R4.4月）】



# 避難所の整備・運営について（2）

- 良好な生活環境の確保やコロナ対策のため、自治体において様々な対策がなされている

## 【良好な生活環境の確保のために】

### ◆ 防災機能設備等の整備

発電機、飲料水、通信設備、ガス、トイレ 等

### ◆ 要配慮者等に対する支援体制の確保

福祉避難所等の整備、必要な物資等の確保、個別避難計画の作成 等

### ◆ マニュアルの整備、訓練等の実施

自ら避難することが困難で、避難に際して特に支援を要する「避難行動要支援者」について、避難支援等を実施するため、避難先や避難支援者等を定めた計画。  
市町村の作成が努力義務化されている(R3.5~)

## 【新型コロナウイルス感染症に備えて】

### ◆ 可能な限り多くの避難所の確保 ◆ 感染症対策の物資等の整備

### ◆ 発熱者等のための専用スペース等の確保 ◆ 住民への周知・啓発

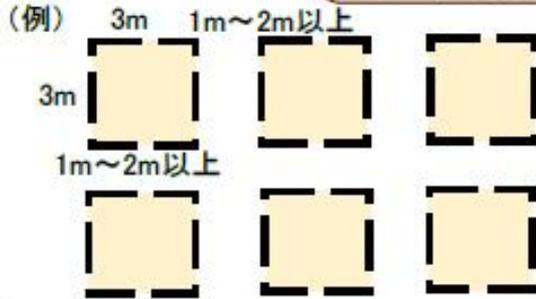
## 【その他、避難所運営に際して】

### ◆ 在宅避難者への対応 ◆ 女性への配慮 ◆ ペット対策 等も重要

# 健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

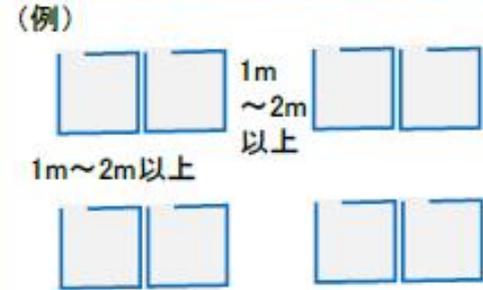
- 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

## テーブル等による区画表示



- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
  - 家族間の距離を1m以上あける
- ※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

## テントを利用した場合

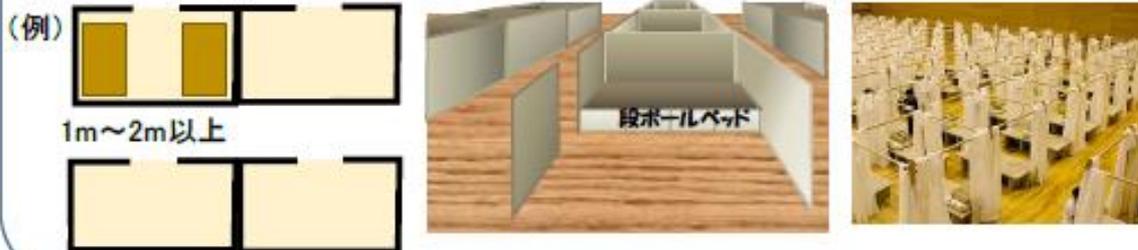


- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な際には、取り外す。



## パーティションを利用した場合

- 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。



- ※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。
- ※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人との距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。
- ※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

# 福祉避難所について（1）

## ○ 福祉避難所とは

災害時に一般の避難所では、生活することが困難な方を対象とした避難所法に基づく指定（指定福祉避難所）や施設との協定により市町村が確保

## ○ 受け入れ対象者

- ・ 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児などの**要配慮者とその家族**
- ・ 特別養護老人ホーム等の入所対象者は対象外
- ・ 指定福祉避難所の受入対象者を指定して公示する仕組みの創設  
(R3.5災対法改正)

## ○ 福祉避難所としての利用が見込まれる施設

- ・ 社会福祉施設、宿泊施設、特別支援学校、  
一般の避難所となっている施設（小・中学校、公民館等） 等  
法令の基準を満たす施設

☆ R3.12.1現在、**千葉県内で1,049箇所**が確保されている（指定・協定）  
県の手引きでは、小学校区に1箇所程度、福祉避難所を確保することが望ましいとしている。（県内の公立小学校数：約750箇所）

# 福祉避難所について（2）

## ◎福祉避難所の基準

一般の指定避難所の基準（再掲）

- （1）被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものである
- （2）速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を配布することが可能なものである
- （3）想定される災害の影響が比較的少ない場所にある
- （4）車両などによる輸送が比較的容易な場所にある

【災害対策基本法施行令第20条の6】



## ☆福祉避難所の基準

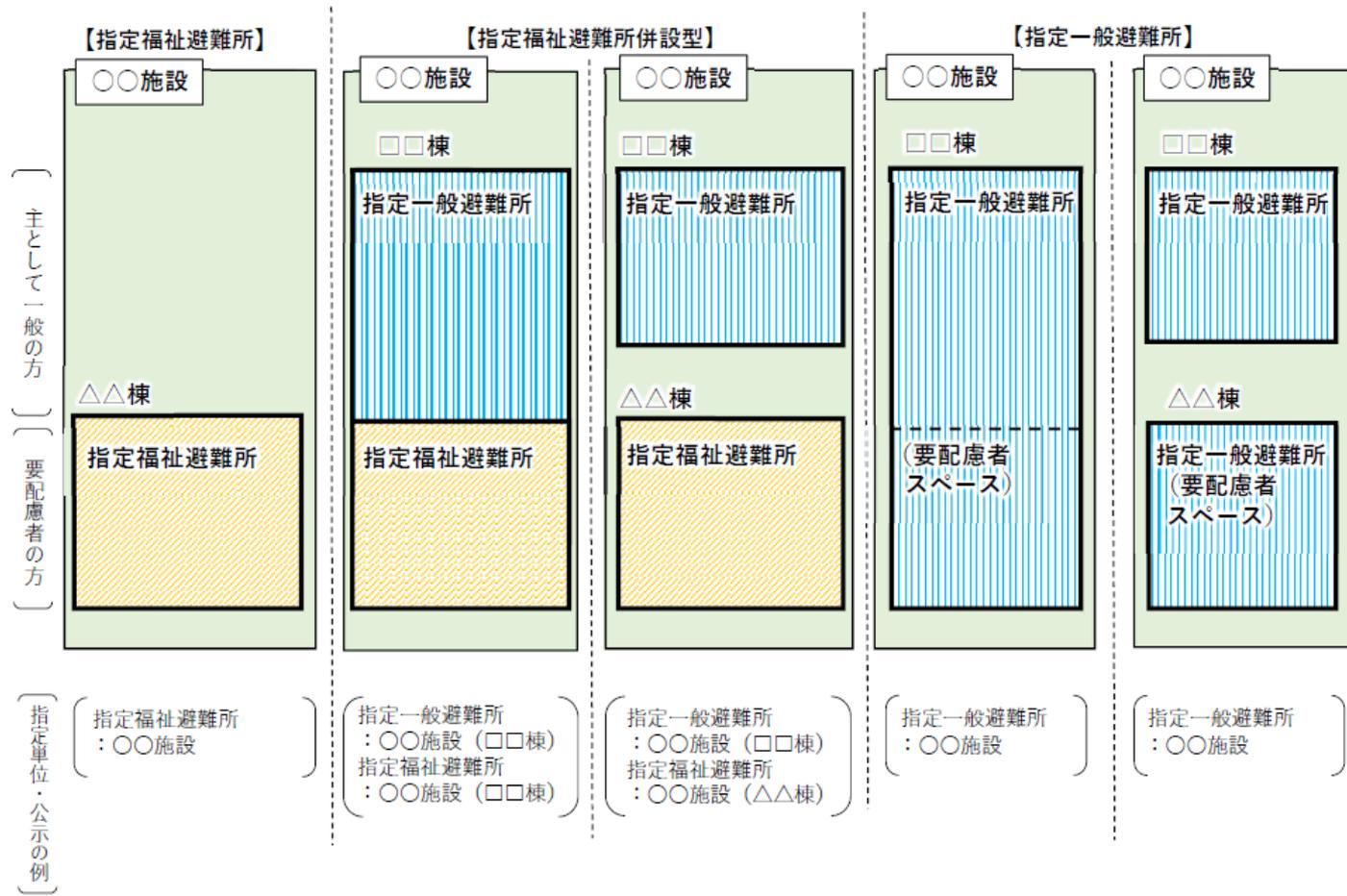
- （5）
  - 施設がバリアフリー化されていること
  - 要配慮者を滞在させるために必要な居室が確保されていること
  - 生活相談員等が配置され、避難所での生活に関する相談体制が整備されていること

【災害対策基本法施行規則を要約】

※同じ施設で、福祉避難所・一般避難所を兼ねることも可能

# 福祉避難所について (3)

## ➤ 要配慮者が避難する避難所の形態イメージ



# 災害時の流れ

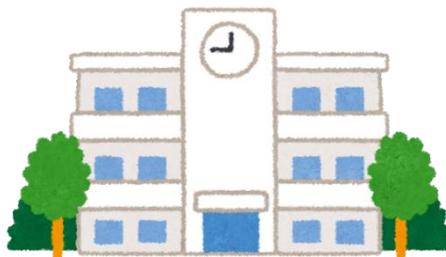
## 【自宅】

災害発生



自宅が安全な場合には、  
在宅での避難を行う。

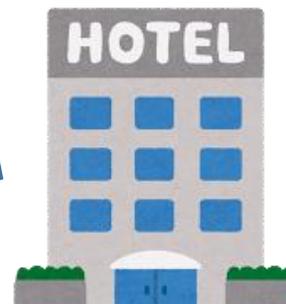
## 【一般の避難所】



被災者のトリアージ  
(例)

- ・ 専門的な支援が不要  
⇒ 避難所内の要配慮者スペースへ
- ・ 要配慮者スペースでの支援が困難  
⇒ 福祉避難所へ

## 【福祉避難所】



設備の整った施設  
での支援

個別避難計画に基づく福祉避難所への直接避難

市町村災害対策本部等  
との連絡・調整

# 【参考】 避難所に係る県の取組 (1)

## 災害時における避難所運営の手引き

(概要)

市町村の避難所運営に当たっての基本的な考え方や具体的な方策をまとめたもの。避難所の開設・運営、福祉避難所、要配慮者・女性への配慮、ペット対策等について記載

○作成日 平成21年10月（令和4年3月改定）

## 災害時における避難所運営の手引き

### ～新型コロナウイルス感染症への対応編～

○作成日 令和2年6月1日

○主な内容

- ・ マスクやアルコール消毒液などの感染症対策用物資の準備
- ・ 発熱や咳等の症状がある方などのための専用スペースの確保
- ・ 避難者の健康状態の確認が適切に行えるよう保健師の巡回などの検討

# 【参考】 避難所に係る県の取組（2）

## 千葉県地域防災力向上総合支援補助金（令和4年度まで）

（概要）

首都直下地震等の災害への備えが急務であることから、自助・共助の取組をより一層充実・加速させるため、市町村が実施する地域防災力向上に向けた事業を幅広く支援。

○補助対象 市町村（千葉市を除く）、一部事務組合

○補助率 1 / 2（補助限度額は、500万円）

○事業例  
避難環境の整備  
無線機等資機材の整備  
要配慮者用の資機材等の整備

